

## 第506回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和3年12月17日（金）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階大会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

### 4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

### 5 議 事 第1号議案 はえ縄・地びき網漁業の制限措置等について（諮問）

第2号議案 はえ縄漁業について（委員会指示）

第3号議案 全長30センチメートル未満のひらめの採捕禁止について  
(茨城県海面利用協議会への諮問)

第4号議案 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について（茨城県  
海面利用協議会への諮問）

第5号議案 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について（茨城  
県海面利用協議会への諮問）

第6号議案 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について（茨城県海  
面利用協議会への諮問）

第7号議案 まあじ・まいわしの漁獲可能量の設定について（諮問）

第8号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に  
関する基本計画（第8次茨城県栽培漁業基本計画）」の策  
定について

### 6 報告事項 (1)第36回太平洋広域漁業調整委員会の結果について

(2)令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の  
結果について

### 7 そ の 他

### 8 閉 会

資料No. 1-1

漁諮問第 15 号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号）第 12 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項、第 5 項及び第 7 項の規定により意見を求める。

令和 3 年 12 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

令和4年3月31日までに許可の有効期間が満了する知事許可漁業の許可の更新を行うため、同規則第12条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項及び第7項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

## 「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、第1の漁業については、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を第2の漁業については、その許可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可を申請すべき期間を次のように定める。

## 第1 はえ縄漁業

## 1. 制限措置

## (1) 漁業種類

はえ縄漁業

## (2) 許可等をすべき船舶等の数

9隻

## (3) 船舶の総トン数

20トン未満

## (4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表による馬力数以下

## (5) 操業区域

茨城県海面

## (6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

## (7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

## 2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月1日から令和4年3月4日まで

## 3. 備考

(1) 当該許可の有効期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるものほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 第2 地びき網漁業

## 1. 制限措置

## (1) 漁業種類

地びき網漁業

## (2) 許可をすべき漁業者の数

42人

## (3) 操業区域

第1種共同漁業権の漁場区域とする。ただし、東茨城郡大洗町に住所を有する者が申請した場合は、茨城港大洗港区西防砂堤及びその延長線と茨共第15号第1種共同漁業権漁場の境界線で囲まれた海面を加える。

## (4) 漁業時期

4月1日から10月31日まで

## (5) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、かつ操業区域の漁業権者から操業の同意を得ている者

## 2. 許可を申請すべき期間

令和4年2月1日から令和4年3月4日まで

### 3. 備考

- (1) 当該許可の有効期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 許可の基準

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第12条第5項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等の数が同条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合及び第12条第7項の規定による許可すべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準をそれぞれ次のように定める。

## 第1 はえ縄漁業

- 1 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

## 第2 地びき網漁業

- 1 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 6 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

## はえ縄漁業・地びき網漁業許可の制限措置等について

令和3年12月17日  
茨城県農林水産部漁政課

はえなわ漁業及び地びき網漁業許可における茨城県海面漁業調整規則（以下、規則という。）第12条第1項、第5項及び第7項の規定による制限措置及び許可等を申請すべき期間並びに許可の基準については、以下のとおりとする。

## 第1 はえ縄漁業（規則第12条第5項）

## 1. 制限措置

## (1) 漁業種類 はえ縄漁業（規則第5条第10項）

※当該漁業ごと及び船舶等ごとに許可を受けなければならない（規則第5条第2項）

## (2) 許可等をすべき船舶等の数 9隻

## (3) 船舶の総トン数 20トン未満

## (4) 推進機関の馬力数 漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表による馬力数以下

（同別表より抜粋）

計画総トン数	推進機関の馬力数
15トン以上20トン未満	890kw(190)

## (5) 操業区域 茨城県海面

## (6) 漁業時期 1月1日から12月31日まで

## (7) 漁業を営む者の資格 茨城県に住所を有する者

## 2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月1日から令和4年3月4日まで（規則第12条第2項）

## 3. 許可の有効期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（規則第16条第1項）

## 4. 許可又は起業の認可に関する取り扱い

規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針による。

## (規則)

第52条 次に掲げる漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は綱の両端に、水面上1.5メートル以上の高さのボンデンをつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

## (1) 流し網漁業

(2) 固定式さし網漁業

(3) はえ縄漁業

(4) せん・かご漁業

(5) たこつぼ漁業

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(取扱方針)

第7 規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

(1) 第2種共同漁業権漁場内において操業する場合には、当該漁業権者の同意を得なければならぬ。

(2) ひらめ、かれい類、すずき、あいなめ及びたいの採捕を目的とする場合には、次の区域で当該漁業を操業してはならない

ア 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の水深20メートル以浅の海域

イ 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の水深20メートルより深い海域（12月15日から翌年3月15日までの間に限る。）

ウ 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南側かつ東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北側の水深10メートル以浅の海域（第1種共同漁業の免許を有する漁協から同意を得た当該漁業権漁場区域内はこの限りでない。）

エ 東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の水深20メートル以浅の海域

オ 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナから真方位60度の線以南の水深20メートルより深い海域（12月15日から翌年3月15日までの間に限る。）

## 5. 許可の基準について

規則第12条第5項の規定による許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が同条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合の許可の基準は以下のとおりとする。

(1)	① 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者 ② 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
(2)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
(3)	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
(5)	所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
(6)	前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
(7)	第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

## 第2 地びき網漁業（規則第12条第7項）

### 1. 制限措置

(1) 漁業種類 地びき網漁業（規則第5条第13項）

※当該漁業ごとに許可を受けなければならない（規則第5条第2項）

(2) 許可をすべき漁業者の数 42人

(3) 操業区域 第1種共同漁業権の漁場区域とする。ただし、東茨城郡大洗町に住所を有する者が申請した場合は、茨城港大洗港区西防砂堤及びその延長線と茨共第15号第1種共同漁業権漁場の境界線で囲まれた海面を加える。

(6) 漁業時期 4月1日から10月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格 茨城県に住所を有し、かつ操業区域の漁業権者から操業の同意を得ている者

### 2. 許可を申請すべき期間

令和4年2月1日から令和4年3月4日まで（規則第12条第2項）

### 3. 許可の有効期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（規則第16条第1項）

### 4. 許可に関する取り扱い

規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針による。

（取扱方針）

第7 規則第14条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。

(1) 10月1日から10月31日の間は、規則第40条に規定する区域で操業してはならない。

(2) 使用する地びき網は1カ統でなければならない。

※規則第40条…大北川、久慈川、那珂川、利根川河口付近におけるさけ、ますの採捕の制限

### 5. 許可の基準について

規則第12条第7項の規定による許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準は以下のとおりとする。

(1)	申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
(2)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
(3)	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
(5)	前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
(6)	第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

<参考>

- 今後のスケジュール案（はえ縄漁業、地びき網漁業）
  - ・ 令和3年12月17日 第506回漁業調整委員会において諮問
  - ・ 令和4年1月31日 公示（県報）
  - ・ 同年2月1日から3月4日まで 許可等を申請すべき期間
  - ・ 同年4月1日から令和9年3月31日まで許可

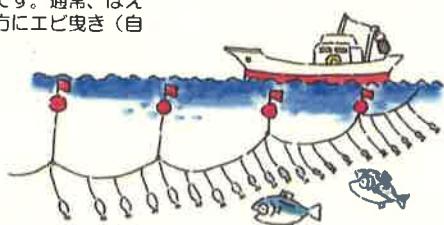
## はえ縄・地びき網漁業の概要について

### (1) はえ縄漁業

#### (概要)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

はえ縄は、みき縄に多くの枝針を付けて行う、釣り漁業の発展型とも言える漁業で、スズキ・タイ・ソイ・ヒラメ・タラなどを漁獲します。1回の操業に使用する針の数は700～1,000本と多いため、餌となる活きエビの確保は重要な課題です。通常、はえ縄の操業を終えた後、夕方にエビ曳き（自家用餌料板曳き網）を行って餌を確保します。1人でも操業できます。



茨城県水産試験場ホームページ  
「茨城県で行われている海面漁業」より

表 茨城県海面における「はえ縄漁業」の対象種、船舶階層別の漁業制度

対象漁船の大きさ	3t～5t未満	5t～20t未満
まぐろ 【操業区域: 太平洋】	自由漁業 (太平洋広域漁調委承認漁業: 沿岸くろまぐろ漁業)	
かじき又はさめ 【操業区域: 茨城県海面】	自由漁業	
上記以外 【操業区域: 茨城県海面】	委員会承認漁業 (はえ縄漁業) ※ひらめ、かれい類、すずき、あいなめ等	知事許可漁業 (はえ縄漁業) ※まぐろ、かじき又はさめ漁業以外

※大臣許可漁業を除く。

### (2) 地びき網漁業

・4月～10月の間、第1種共同漁業権の漁場区域内及び大洗町地先(大洗サンビーチ)で操業される。  
・ただし、10月については、大北川、久慈川、那珂川、利根川河口付近での操業は禁止されている。  
現在では、主に観光漁業として営まれている。



令和元年9月 磯崎漁業協同組合提供



令和元年7月 はさき漁業協同組合提供

## はえ縄漁業・地びき網漁業における許可件数及び操業実績の推移

## 1 はえ縄漁業

## (1) 許可件数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	意向調査			
										更新	廃業	新規	計
平潟	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	2
川尻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1
那珂湊	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	0	0	4
大洗町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1
はさき	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	0	1	9

※年度集計

## (2) 操業実績

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	備考			
許可件数	9	9	9	9	9	9	8	8	8				
操業日数(延べ)	0	0	8	3	14	1	0	0	0				
漁獲金額(千円)	0	0	2,247	445	1,833	0	0	0	0	H27~29主にマダラ			

※年度集計

## 2 地びき網漁業

## (1) 許可件数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	意向調査			
										更新	廃業	新規	計
久慈町	1	1	1	1	1	1	6	6	5	5	0	0	5
久慈浜丸小	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
磯崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
那珂湊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
大洗町	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	0	9
鹿島灘	22	22	22	21	21	21	21	21	21	21	21	0	21
はさき	波崎共栄	4	4	4									
	波崎	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4	0	4
合計	39	39	39	38	38	38	43	43	42	42	42	0	42

※年度集計

## (2) 操業実績

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	備考			
許可件数	39	39	39	38	38	38	43	43	42				
操業日数(延べ)	25	26	28	20	15	23	21	0	0				
うち観光地びき網等	25	26	28	20	15	23	21	0	0	R2,3コロナ影響			

※年度集計

## はえ縄漁業の許可等に関する取扱方針

### (趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）

第5条第1項第10号の規定によるはえ縄漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

### (許可等についての適格性)

第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

### (制限措置)

第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

はえ縄漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

20トン未満とする。

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。

(5) 操業区域

茨城県海面とする。

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

### (許可の基準)

第4 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者

(3) 前2号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(許可等の条件)

第7 規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

- (1) 第2種共同漁業権漁場内において操業する場合には、当該漁業権者の同意を得なければならない。
- (2) ひらめ、かれい類、すずき、あいなめ及びたいの採捕を目的とする場合には、次の区域で当該漁業を操業してはならない
  - ア 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の水深20メートル以浅の海域
  - イ 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の水深20メートルより深い海域（12月15日から翌年3月15日までの間に限る。）
  - ウ 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南側かつ東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北側の水深10メートル以浅の海域（第1種共同漁業の免許を有する漁協から同意を得た当該漁業権漁場区域内はこの限りでない。）
  - エ 東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の水深20メートル以浅の海域
  - オ 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナから真方位60度の線以南の水深20メートルより深い海域（12月15日から翌年3月15日までの間に限る。）

(資源管理の状況等の報告)

第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

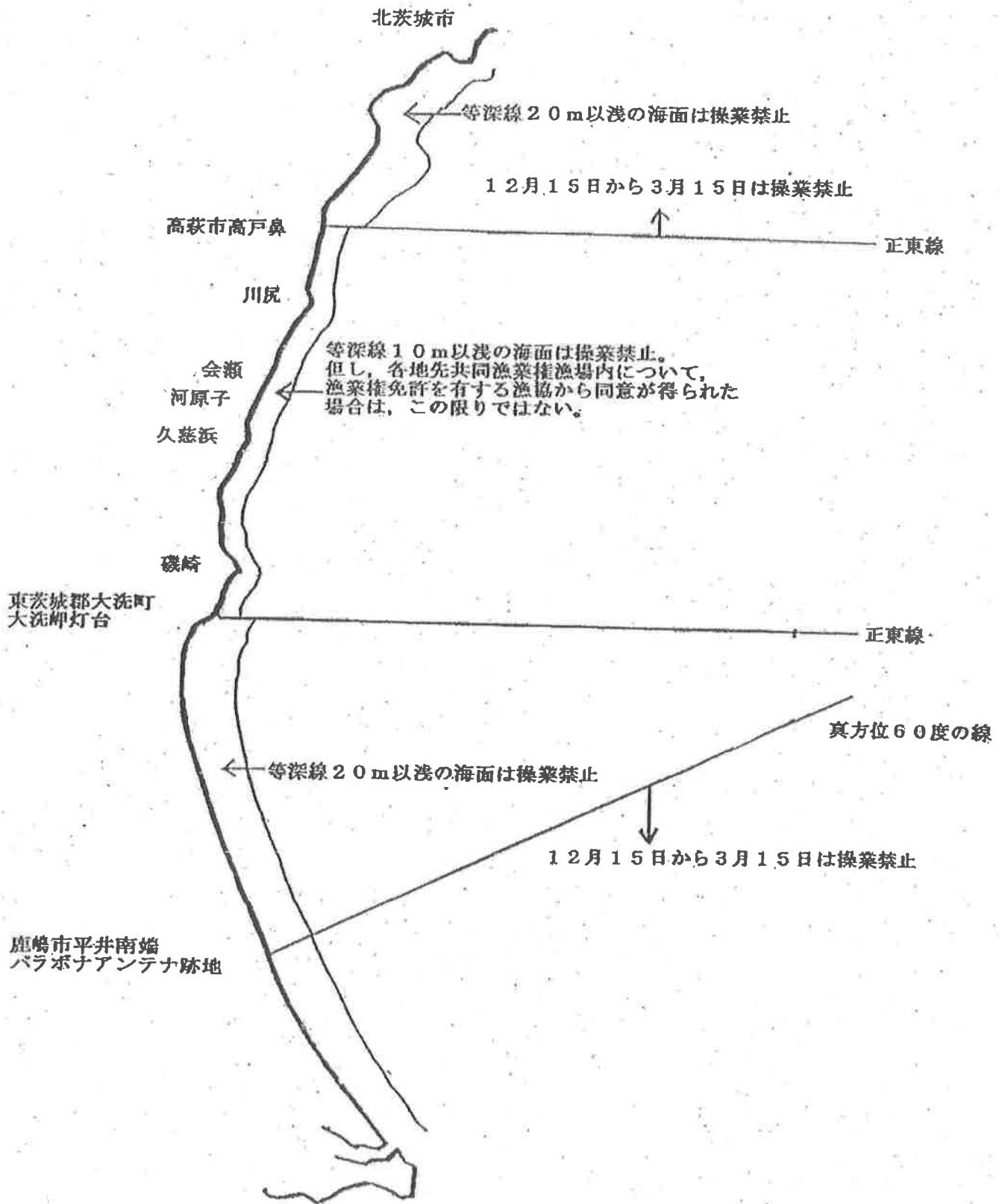
付則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

(参考図)

## はえなわ漁業の操業区域図

(ひらめ、かれい類、すずき、あいなめ及びたいの採捕を目的とする場合)



## 地びき網漁業の許可に関する取扱方針

### (趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）

第5条第1項第13号に規定する地びき網漁業（以下「当該漁業」という。）の許可については、規則の規定のほか、この方針の定めるところによる。

### (許可についての適格性)

第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

### (制限措置)

第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

地びき網漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 操業区域

第1種共同漁業権の漁場区域とする。ただし、東茨城郡大洗町に住所を有する者が申請した場合は、茨城港大洗港区西防砂堤及びその延長線と茨共第15号第1種共同漁業権漁場の境界線で囲まれた海面を加える。

(4) 漁業時期

4月1日から10月31日まで

(5) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、かつ、操業区域の漁業権者の同意を有する者

### (許可の基準)

第4 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

6 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(許可の条件)

第7 規則第14条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 10月1日から10月31日の間は、規則第40条に規定する区域で操業してはならない。
- (2) 使用する地びき網は1カ統でなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

## 指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

## 茨城海区漁業調整委員会指示第 号

茨城県海面におけるひらめ、かれい類、すずき、あいなめ等の採捕を目的とするはえ縄漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高濱芳明

## (操業の承認)

- 1 茨城県海面（以下「海面」という。）において、はえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

## (承認対象漁船)

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数3トン以上5トン未満の動力漁船であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1)前年、海面において当該漁業の操業の実績を有する者
  - (2)委員会が特に認めた者

## (制限又は条件)

- 3 この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

## (1)操業禁止期間

高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。

## (2)操業禁止区域

- ① 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。
- ② 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。ただし、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られ

た場合は、この限りではない。

- ③ 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面又は鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線より北の海面においては操業してはならない。当該禁止区域の区分は、申請者の住所により決定する。

(3)承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

- 4 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ翌年の2月末日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

(承認の取り消し)

- 5 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

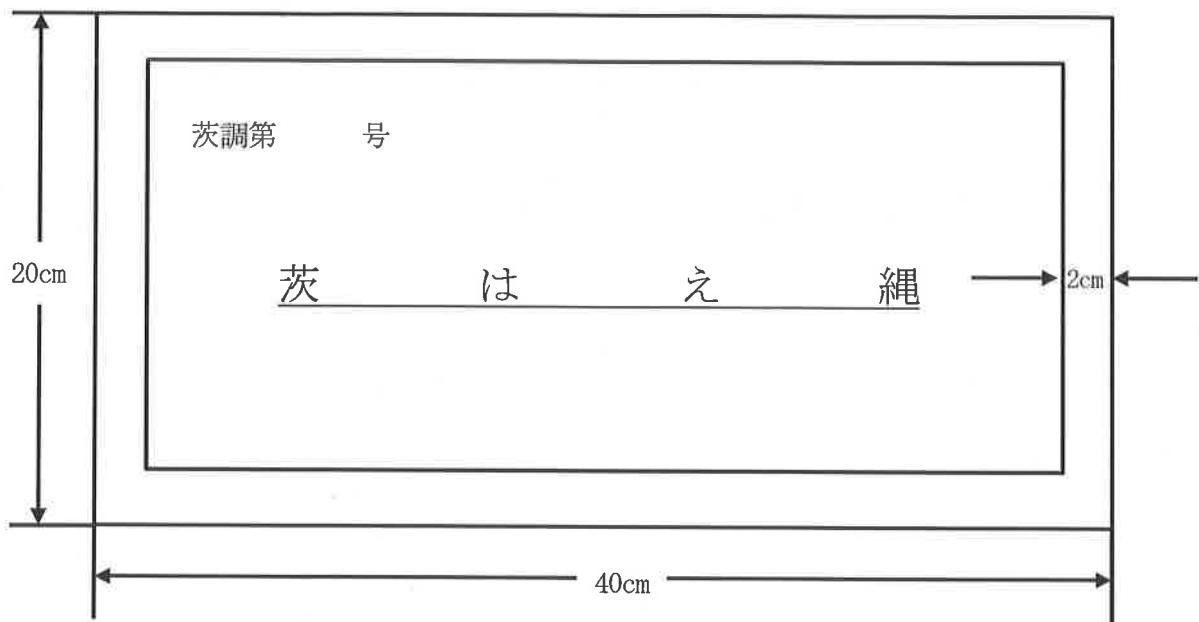
(指示の有効期間)

- 6 この指示の有効期間は、令和4年3月16日から令和5年3月15日までとする。

(取扱の細目)

- 7 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、はえ縄漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

## はえ縄漁業委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号によるはえ縄漁業の委員会指示に基づく承認に関する取扱要領は、次のとおりとする。

### (申請書の提出)

- 1 はえ縄漁業に係る操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表（別記様式第2号）と副申書（その他、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、その同意書）を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

#### (1)申請理由書

(2)漁船原簿謄本（県外に住所を有する者に限る。）

(3)前年の水揚げ実績を証する書面（委員会指示4に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。）

### (承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として令和4年2月末日までとする。

### (承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証（別記様式第3号）を申請者に交付する。

### (承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（別記様式第4号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

### (承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第5号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

### (漁獲実績報告書)

- 6 委員会指示第4に規定する報告書の様式は、別記様式第6号とする。

はえ縄漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

委員会指示に基づくはえ縄漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

はえ縄漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整理番号	申 請 者		船 名 漁船登録番号 総トン数 推進機関の種類及び馬力数	添付書類 (○印をつけること)		
	住 所	氏名又は名称		申請書	漁船原簿	水揚実績を証する書面

様式第3号（茨城県内に根拠地を有する漁船の場合）

茨調第 号

はえ縄漁業操業承認証

住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種類 及 び 馬 力 数	
承認有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
制限又は条件	<p>(1) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。</p> <p>(2) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。</p> <p>(3) 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。ただし、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 操業の際には、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。</p>
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高濱芳明	

様式第3号（茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船の場合）

茨調第 号

はえ縄漁業操業承認証

住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種類及び馬力数	
承認有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
制限又は条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。</li> <li>(2) 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面においては操業してはならない。</li> <li>(3) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。</li> </ul>
	<p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。</li> <li>(2) 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線より北の海面においては操業してはならない。</li> <li>(3) 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。</li> </ul>
	共通(4) 操業の際には、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高濱芳明	

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

はえ縄漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に、下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請いたします。

記

1 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

はえ縄漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏名又は名称

印

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

## はえ縄漁獲実績報告書

船名		登録番号		総トン数		操業期間	月 日から 月 日まで
----	--	------	--	------	--	------	----------------------

## 操業状況

操業日数	漁獲量							金額	備考
	ひらめ	かれい類	すずき	あいなめ		その他	計		
月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	千円	
日									
計									

注 茨城県海面における操業について、1月分から12月分までの月別に集計した合計数を実績のある月ごとに記載すること。

## はえなわ漁業（3トン以上5トン未満船）の委員会指示について

### 1 承認漁業とした経緯

平成元年当時、5トン以上20トン未満船のはえなわ漁業については、知事許可漁業（まぐろ、かじき、さめを目的とするもの以外）として千葉県船の入会隻数の枠が設定されていたが、5トン未満船については、自由漁業のため制限がなく、5トン以上船を上回る隻数が操業し、資源管理及び船びき網との調整上問題があつたため、検討した結果、平成2年4月から委員会指示を行い、委員会承認漁業としている。

### 2 指示内容

- (1) 対象船：3トン以上5トン未満の動力漁船
- (2) 承認者：操業実績のある者及び委員会が特に認めた者
- (3) 制限又は条件
  - i 操業禁止期間

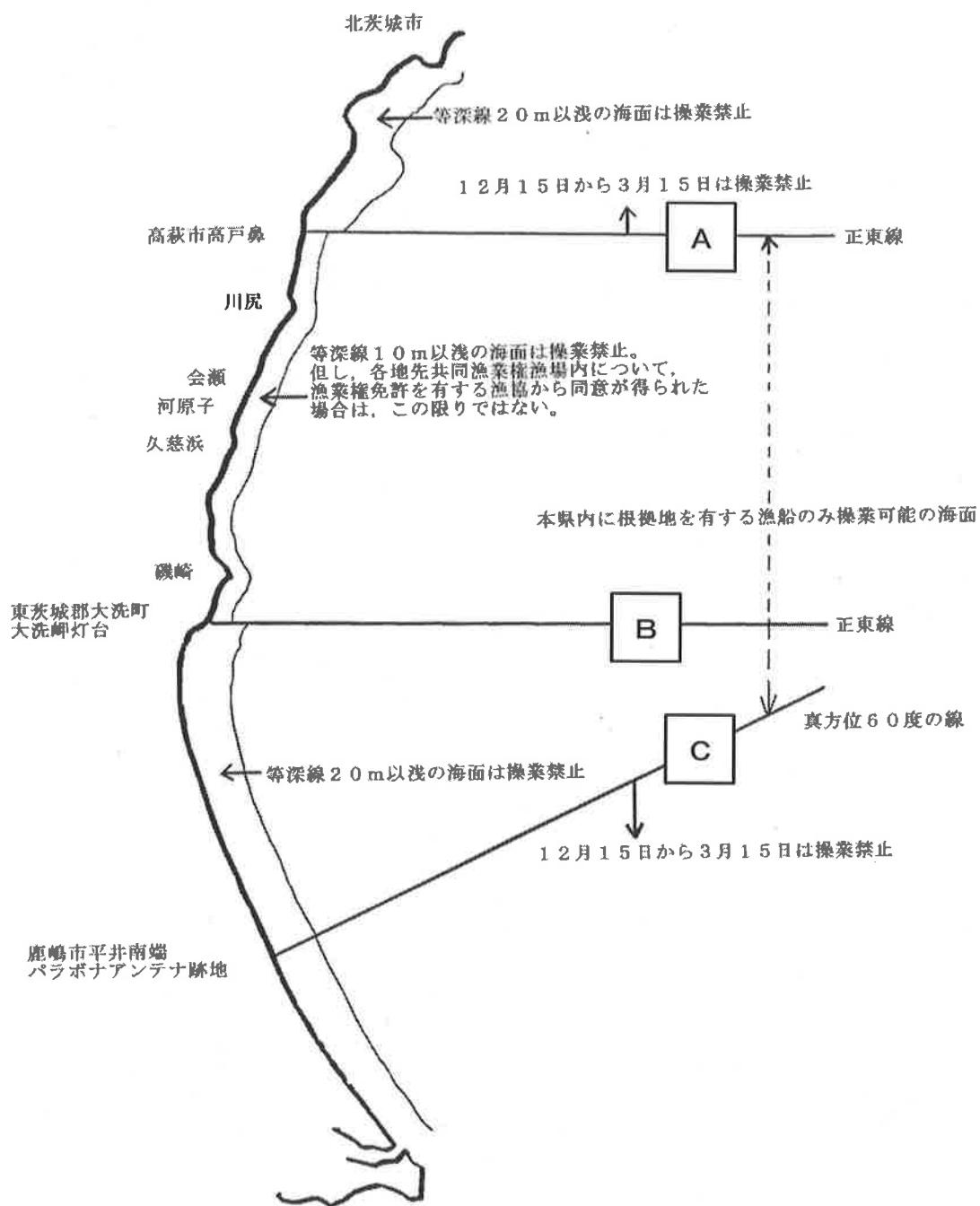
高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面において、12月15日から翌年3月15日まで。

#### ii 操業禁止区域

- ① 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面。
- ② 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北の海面における、等深線10メートル以浅の海面。ただし、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合はこの限りでない。
- ③ 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面又は鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線より北の海面。当該禁止区域の区分は、申請者の住所により決定。

- (4) 有効期間：令和4年3月16日～翌年3月15日

## 操業禁止区域図



はえなわ漁業（3トン以上5トン未満船）の承認状況

(令和3年12月1日現在)

所 属 漁 協 等	承 認 隻 数
平潟漁業協同組合	8隻
大津漁業協同組合	3隻
川尻漁業協同組合	8隻
磯崎漁業協同組合	5隻
那珂湊漁業協同組合	7隻
大洗町漁業協同組合	10隻
鹿島灘漁業協同組合	56隻
はさき漁業協同組合	12隻
本 県 計	109隻
千葉県（銚子市漁業協同組合）	25隻
合 計	134隻

※委員会指示有効期間：令和3年3月16日～令和4年3月15日

資料No. 3 - 1

( 案 )

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

ひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定に基づき、全長 30 センチメートル未満のひらめの採捕制限に関する委員会指示を発動したいので、平成 14 年 12 月 12 日付け水産庁長官通知により意見を求める。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高濱 芳明

---

指 示 (案)

---

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

ひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高 濱 芳 明

- 1 茨城県海面において、全長30センチメートル未満のひらめを採捕してはならない。  
ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。
- 2 この指示の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

## ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、全長30センチメートル未満のひらめの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

### (申請書の提出)

- 1 全長30センチメートル未満のひらめ採捕承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

### (承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証（様式第2号）を申請者に交付する。

### (承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

### (承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（様式第3号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

### (承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第4号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

ひらめ試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所  
氏名又は名称 ㊞  
(電話番号 )

委員会指示に基づく全長30センチメートル未満のひらめの採捕承認を受けたいので、  
下記のとおり申請いたします。

記

1 目的

2 計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第2号

茨調第 号	
ひらめ試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及 び 漁 法	
使用する船名	
採捕に従事する 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高 濱 芳 明	

様式第3号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所  
氏名又は名称

(印)

ひらめ試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、  
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

ひらめ試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船名

3 亡失（き損）の理由

## 資料No.3－2

### 全長30cm未満のひらめ採捕禁止に係る委員会指示 経過及び概要

#### 1 経過

平成6年3月	県資源管理型漁業推進協議会が、全長制限・保護海域及び保護期間の設定、小底の漁具改善等を内容とするひらめ資源管理推進指針を策定
平成7年8月	県栽培漁業センター開所 同センターがヒラメ種苗の本格的な大量生産・放流を開始
平成8年2月	海面利用協議会へ委員会指示案を諮問
平成8年3月	答申を受け、委員会指示発動を決定（第315回委員会）
平成8年4月	委員会指示を発動（平成8年3月21日指示） 〔以降、毎年海面利用協議会からの答申を受け、同様の指示を発動〕

#### 2 概要

- (1) 目的：ひらめ資源の保護
- (2) 内容：茨城県海面における全長30cm未満のひらめの採捕を禁止とする。
- (3) 有効期間：4月1日から翌年3月31日まで

#### 3 参考

##### 近県の状況

青森県 (東部海区)	平成2年から全長35cm未満のひらめの採捕を自肅 (自主規制)
岩手県	平成19年から全長30cm未満のひらめの採捕を禁止 (委員会指示)
宮城県	宮城県北部で平成8年から全長30cm未満のひらめの採捕を禁止 (自主規制) 宮城県中部・南部で平成12年から全長35cm未満のひらめの採捕を禁止 (自主規制)
福島県	平成5年から全長30cm未満のひらめの採捕を禁止 (委員会指示) 平成28年より全長50cm未満のひらめを採捕を禁止 (自主規制)
千葉県	平成12年から全長30cm未満のひらめの採捕を禁止 (自主規制)

資料No.4-1

(案)

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

大洗サンビーチ及び鹿島港北側平井浜におけるはまぐり資源の保護  
及び資源管理型漁業の推進を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)  
第120条第1項の規定に基づき、はまぐりの採捕制限に関する委員会  
指示を発動したいので、平成14年12月12日付け水産庁長官通知  
により意見を求める。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高濱 芳明

---

指 示 (案)

---

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

はまぐりの保護及び資源管理型漁業の推進を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高 濱 芳 明

1 次の表の左欄に掲げる区域（以下「保護区域」という。）においては、はまぐりの採捕を禁止する。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

保 護 区 域		
区 域	基 点 等 の 位 置	
大洗 サンビーチ	イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線とア、オ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	ア：大貫地区海岸突堤 イ：アの沖側突端部の点 ウ：AとBを結んだ線とイから104度（真方位）に引いた線との交点 エ：オの基部から280メートルの屈折点 オ：ヘッドランドNo40 A：漁業権漁場基点（以下基点という）第6号から30度35分（真方位）1,099メートルの点を中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110度46分49秒（真方位）引いた線との交点 B：基点7号から161度32分17秒（真方位）640メートルの点 基点6号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点 基点7号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66号に設置した標識

鹿島港 北側平井浜	イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線とア、オ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	ア：鹿島港海岸突堤(平井) イ：アの沖側突端部の点 ウ：北海浜第2地区防波堤東側突端部の点 エ：北海浜第2船だまり防波堤の基部の点 オ：北海浜側面護岸
--------------	---	---

2 この指示の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

## 保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、はまぐりの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは、次のとおりとする。

### (申請書の提出)

- 1 保護区域におけるはまぐりの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

### (承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証（様式第2号）を申請者に交付する。

### (承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

### (承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（様式第3号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

### (承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第4号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

(電話番号 )

委員会指示に基づく保護区域におけるはまぐりの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目的

2 採捕計画の概要

- (1) 採捕場所
- (2) 採捕期間
- (3) 採捕数量
- (4) 使用する漁具及び漁法
- (5) 使用する船名
- (6) 採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第2号

茨調第　　号	
保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証	
住　　所	
氏名又は名称	
採　捕　場　所	
採　捕　數　量	
使用する漁具 及　び　漁　法	
使用する船名	
採捕に従事する 者　の　住　所 及　び　氏　名	
承認有効期間	
令和　年　月　日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長　高　濱　芳　明	

様式第3号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所  
氏名又は名称

印

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、  
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

# 資料No.4－2

## 保護区域設定によるはまぐり採捕禁止に係る委員会指示 経過及び概要

### 1 経過

平成 18 年 11 月	鹿島灘漁業権共有組合連合会が当委員会あて要望書を提出 (大洗サンビーチ、鹿島港北側平井浜に保護区域設定を要望)
平成 18 年 12 月	海面利用協議会へ委員会指示案を諮問
平成 19 年 3 月	答申を受け、委員会指示発動を決定 (第 393 回委員会)
平成 19 年 4 月	委員会指示発動 (平成 19 年 3 月 19 日指示)
平成 19 年 11 月	鹿島灘漁業権共有組合連合会が当委員会あて要望書を提出 (鹿島港北側平井浜の保護区域拡大を要望) 海面利用協議会へ委員会指示案を諮問
平成 19 年 12 月	答申を受け、委員会指示発動を決定 (第 398 回委員会)
平成 20 年 4 月	委員会指示発動 (以降、平成 30 年 3 月 31 日まで毎年同様の指示を発動)
平成 29 年 11 月	鹿島灘漁業権共有組合連合会が当委員会あて要望書を提出 (大洗サンビーチの保護区域を第 1 から第 3 に変更) 海面利用協議会へ委員会指示案を諮問
平成 29 年 12 月	答申を受け、委員会指示発動を決定 (第 472 回委員会)
平成 30 年 4 月	委員会指示発動 期間 : H 30. 4. 1 ~ H 31. 3. 31 〔以降、毎年海面利用協議会からの答申を受け、同様の指示を発動〕

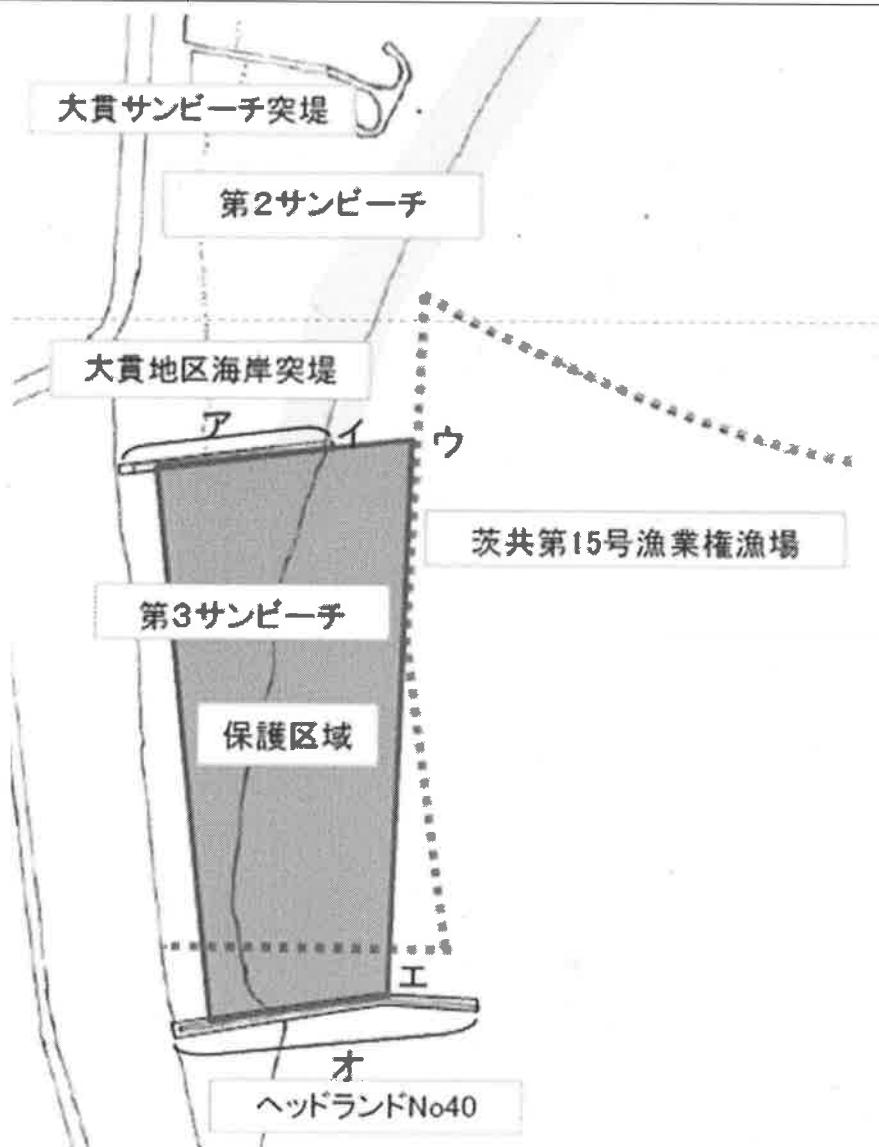
### 2 概要

- (1) 目的 : はまぐり資源の保護
- (2) 内容 : 大洗サンビーチ及び鹿島港北側平井浜に保護区域を設定し、はまぐり採捕を禁止
- (3) 有効期間 : 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

## 保 護 区 域 図

○大洗サンビーチ

区 域	基 点 等 の 位 置
イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線とア、オ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	<p>ア：大貫地区海岸突堤      イ：アの沖側突端部の点      ウ：AとBを結んだ線とイから104度（真方位）に引いた線との交点      エ：オの基部から280メートルの屈折点      オ：ヘッドランドNo40      A：漁業権漁場基点（以下基点という）第6号から30度35分（真方位）1,099メートルの点を中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110度46分49秒（真方位）引いた線との交点      B：基点7号から161度32分17秒（真方位）640メートルの点      基点6号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点      基点7号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66号に設置した標識</p>

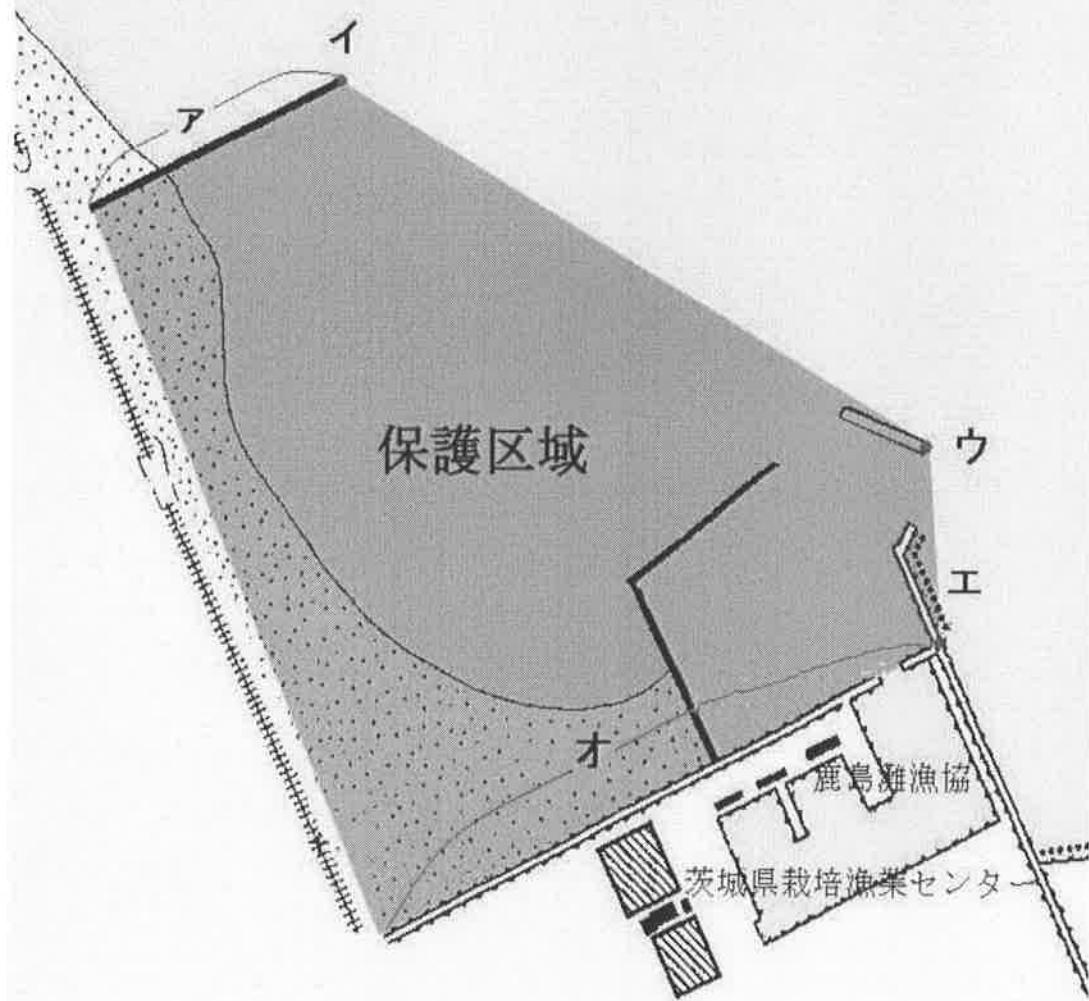


○鹿島港北側平井浜

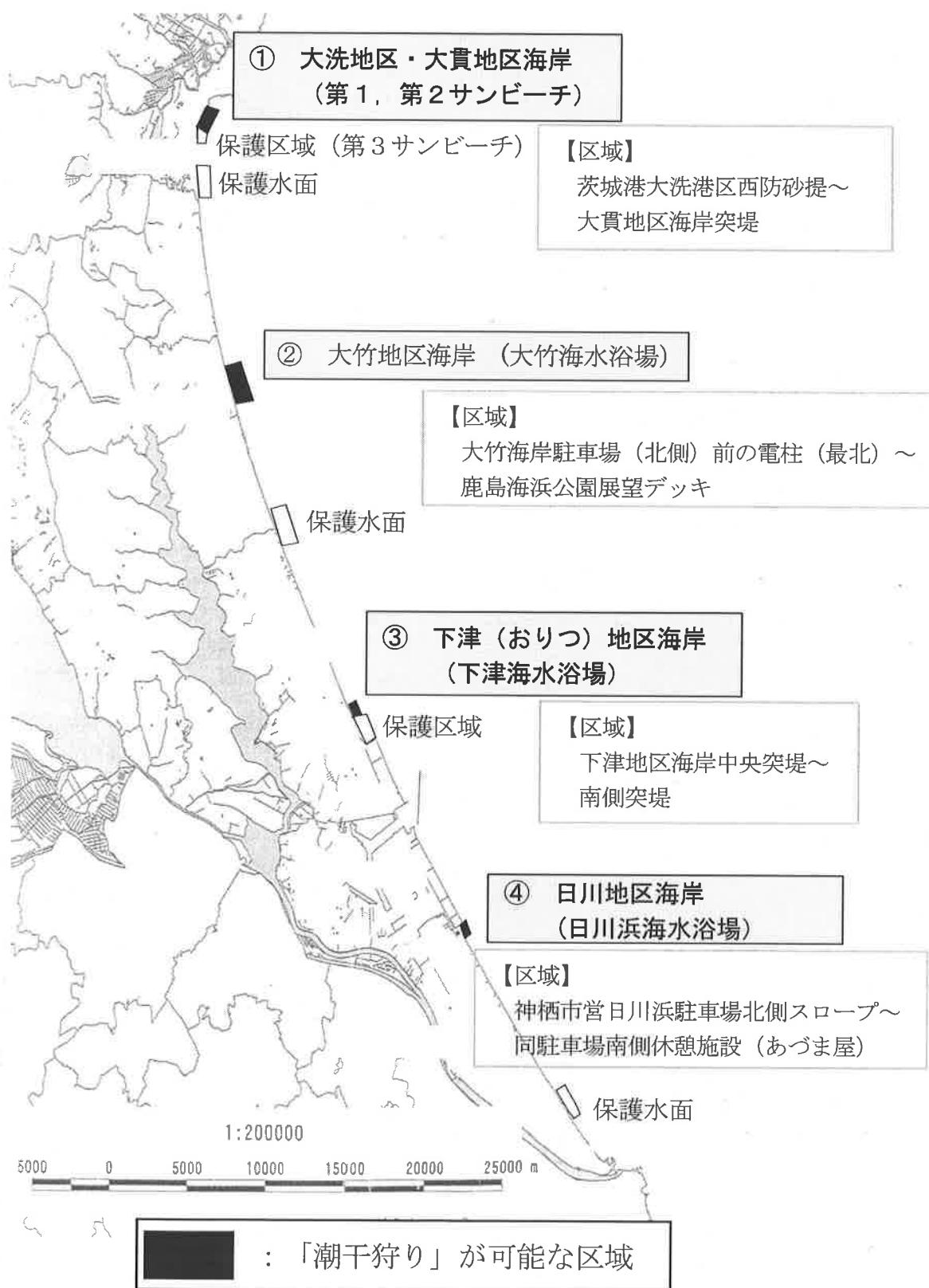
区 域	基 点 等 の 位 置
イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線とア、オ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	ア：鹿島港海岸突堤(平井) イ：アの沖側突端部の点 ウ：北海浜第2地区防波堤東側突端部の点 エ：北海浜第2船だまり防波堤の基部の点 オ：北海浜側面護岸

(鹿島港北側平井浜)

鹿 島 瀨



## 鹿島灘における「潮干狩り」可能区域



資料No. 5 - 1

( 案 )

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、さけ及びますの採捕制限に関する委員会指示を発動したいので、平成14年12月12日付け水産庁長官通知により意見を求める。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高濱 芳明

---

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高 濱 芳 明

1 茨城県海面において、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近にあって、同表の右欄に掲げる区域においては、さけ又はますを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

河 川	禁 止 区 域
里 根 川	里根川大津橋中間点から半径 900m以内
江 戸 上 川	里根川大津橋中間点から半径 900m以内
関 根 川	関根川河口左岸導流堤突端から半径 200m以内
花 貫 川	花貫川河口左岸導流堤突端から半径 300m以内
十 王 川	十王川河口基点13号から半径 200m以内
鮎 川	鮎川河口左岸コンクリート護岸とコンクリートブロック積護岸の境界点から半径 250m以内
新 川	新川河口右岸導流堤突端から半径 350m以内

- 2 この指示の有効期間は、令和4年5月1日から令和4年12月31日までとする。  
3 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

## 禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、さけ及びますの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

### (申請書の提出)

- 1 禁止区域におけるさけ及びますの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

### (承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証（様式第2号）を申請者に交付する。

### (承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
  - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

### (承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（様式第3号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

### (承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第4号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

(電話番号 )

委員会指示に基づく禁止区域におけるさけ及びますの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1 目的

2 計画の概要

- (1) 採捕場所
- (2) 採捕期間
- (3) 採捕数量
- (4) 使用する漁具及び漁法
- (5) 使用する船名
- (6) 採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第2号

茨調第　　号

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証

住　　所	
氏名又は名称	
採　捕　場　所	
採　捕　數　量	
使用する漁具 及　び　漁　法	
使用する船名	
採捕に従事する 者　の　住　所 及　び　氏　名	
承認有効期間	

令和　　年　　月　　日

茨城海区漁業調整委員会

会長　高　濱　芳　明

様式第3号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、  
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

新規追加

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

# 資料No.5－2

## 河口周辺海域でのさけ及びます採捕禁止 経過及び概要

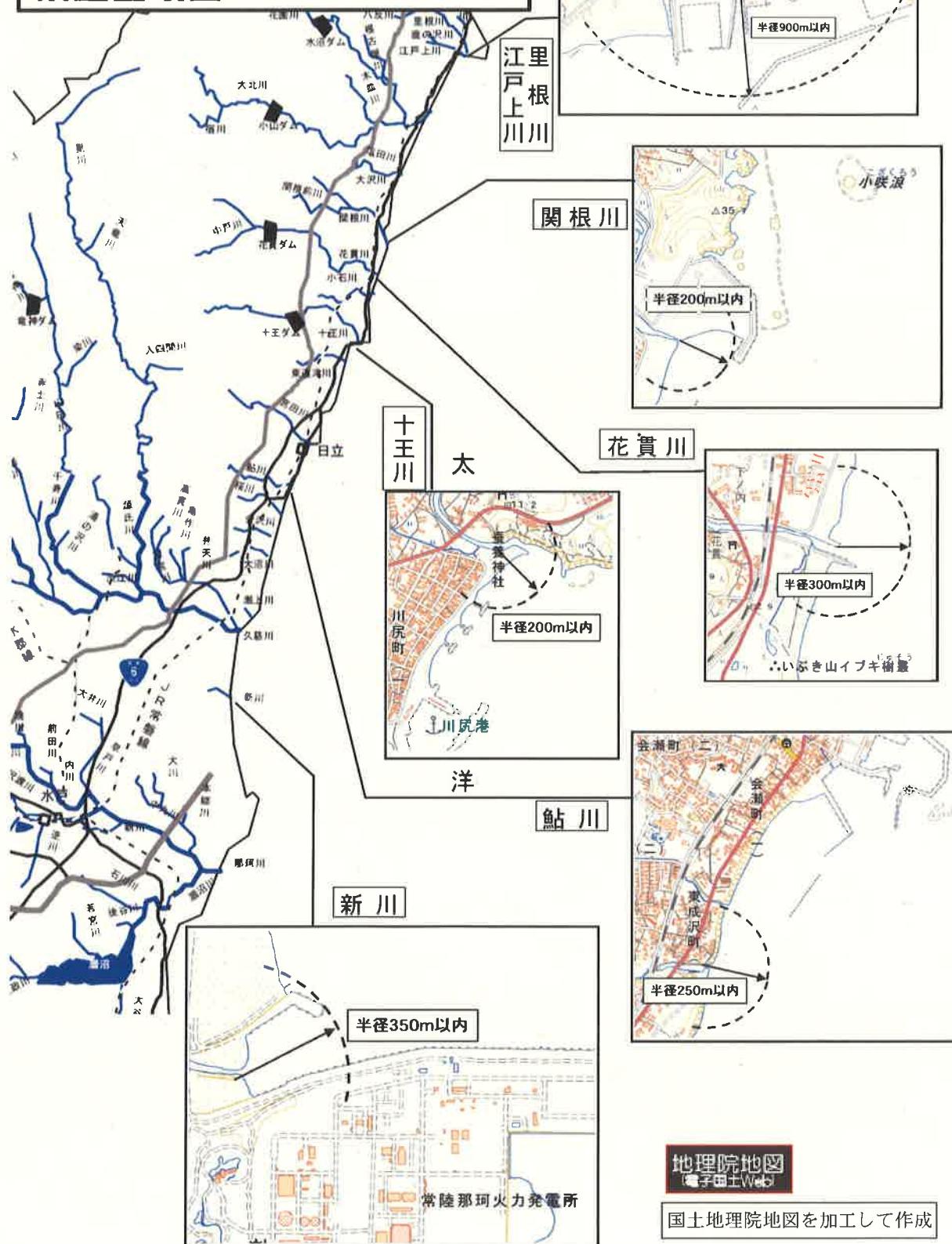
### 1 経過

昭和 39 年	主要 4 河川（大北川、久慈川、那珂川、利根川）の河口周辺海域は、海面漁業調整規則により採捕禁止
平成 29 年 3 月	内水面と海面の境界が線引きされていない河川に、海面漁業調整規則と内水面漁業調整規則の適用範囲の境界を設定
平成 30 年 4 月	さけ及びますが遡上、又は採捕行為が確認された 7 河川（里根川、江戸上川、関根川、花貫川、十王川、鮎川、新川）における河口周辺海域でのさけ及びます採捕禁止の委員会指示（案）を決定（第 475 回委員会）
平成 30 年 5 月	委員会指示案を海面利用協議会茨城海区部会に諮問
平成 30 年 8 月	答申を受け、委員会指示発動を決定（第 478 回委員会）
平成 30 年 9 月	委員会指示発動（平成 30 年 8 月 6 日指示） 期間：H30. 9. 1～H30. 12. 31
平成 30 年 12 月	委員会指示案を海面利用協議会茨城海区部会に諮問
平成 30 年 12 月	答申を受け、委員会指示発動を決定（第 481 回委員会）
平成 31 年 1 月	委員会指示発動 期間：R 1. 5. 1～R 1. 12. 31 〔以降、毎年海面利用協議会からの答申を受け、同様の指示を発動〕

### 2 概要

- (1) 目的：さけ及びます資源の保護
- (2) 内容：7 河川（里根川、江戸上川、関根川、花貫川、十王川、鮎川、新川）の河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止
- (3) 有効期間：5 月 1 日から 12 月 31 日まで

**委員会指示による河口付近  
海域でさけ及びますの採捕  
禁止となる河川位置図及び  
禁止区域図**



資料No. 6 — 1

( 案 )

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）

第120条第1項の規定に基づき、活き餌釣りによるひらめの採捕制限に関する委員会指示を発動したいので、平成14年12月12日付け水産庁長官通知により意見を求める。

令和3年 月 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高濱 芳明

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高濱 芳明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。

区 域	禁 止 期 間
北緯36度50分以北の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯36度32分以北から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面	1月1日から12月31日まで
北緯36度00分以北から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯35度52分以北から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面	4月1日から10月31日まで
北緯35度52分より南の茨城県海面	4月1日から11月30日まで

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをさせてはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

## ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に係る委員会指示経過

## 1 経過

平成 20 年 10月 1 日	茨城県小型船漁業協議会と茨城県遊漁船協議会との間で、「茨城県海面における遊漁船によるひらめ活き餌釣りに関する漁場利用協定書」を締結
平成 26～30 年度	隔年開催の千葉・茨城連合海区協議会において、本県側から千葉県側へ関係者理解への醸成が図られるよう要請するも進展無し
令和元年 7月 22 日	茨城県小型船漁業協議会、遊漁船協議会から「公的規制導入にむけた要望書」の提出
7月 26 日	第 486 回茨城海区漁業調整委員会 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に関する委員会指示（案） を決定（茨城県海面利用協議会へ諮問）
10月 24 日 ～11月 22 日	茨城県県民意見提出手続制度（パブリックコメント制度）により意見募集
12月 4 日	茨城県海面利用協議会 第 3 回茨城海区部会 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に関する委員会指示について異議がない旨答申することに決定
令和 2 年 2月 21 日	答申を受け、委員会指示発動を決定（第 490 回委員会）
4月 1 日	委員会指示を発動（令和 2 年 3 月 5 日指示） (有効期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで) 〔令和 3 年度も海面利用協議会からの答申を受け、同様の指示を発動〕

## 2 概要

- (1) 目的：ひらめ資源の保護  
 (2) 内容：禁止期間中茨城県海面におけるひらめの活き餌釣りを下表のとおり禁止する。

区域	禁 止 期 間
北緯 36 度 50 分以北の茨城県海面	4 月 1 日から 11 月 30 日まで
北緯 36 度 32 分以北から 北緯 36 度 50 分より南の間の茨城県海面	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
北緯 36 度 00 分以北から 北緯 36 度 32 分より南の間の茨城県海面	4 月 1 日から 11 月 30 日まで
北緯 35 度 52 分以北から 北緯 36 度 00 分より南の間の茨城県海面	4 月 1 日から 10 月 31 日まで
北緯 35 度 52 分より南の茨城県海面	4 月 1 日から 11 月 30 日まで

(3) 有効期間：4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

## 【参考】

小型船漁業協議会と遊漁船協議会との漁場利用協定書添付の図面に禁止期間、活き餌釣り可能期間を併記

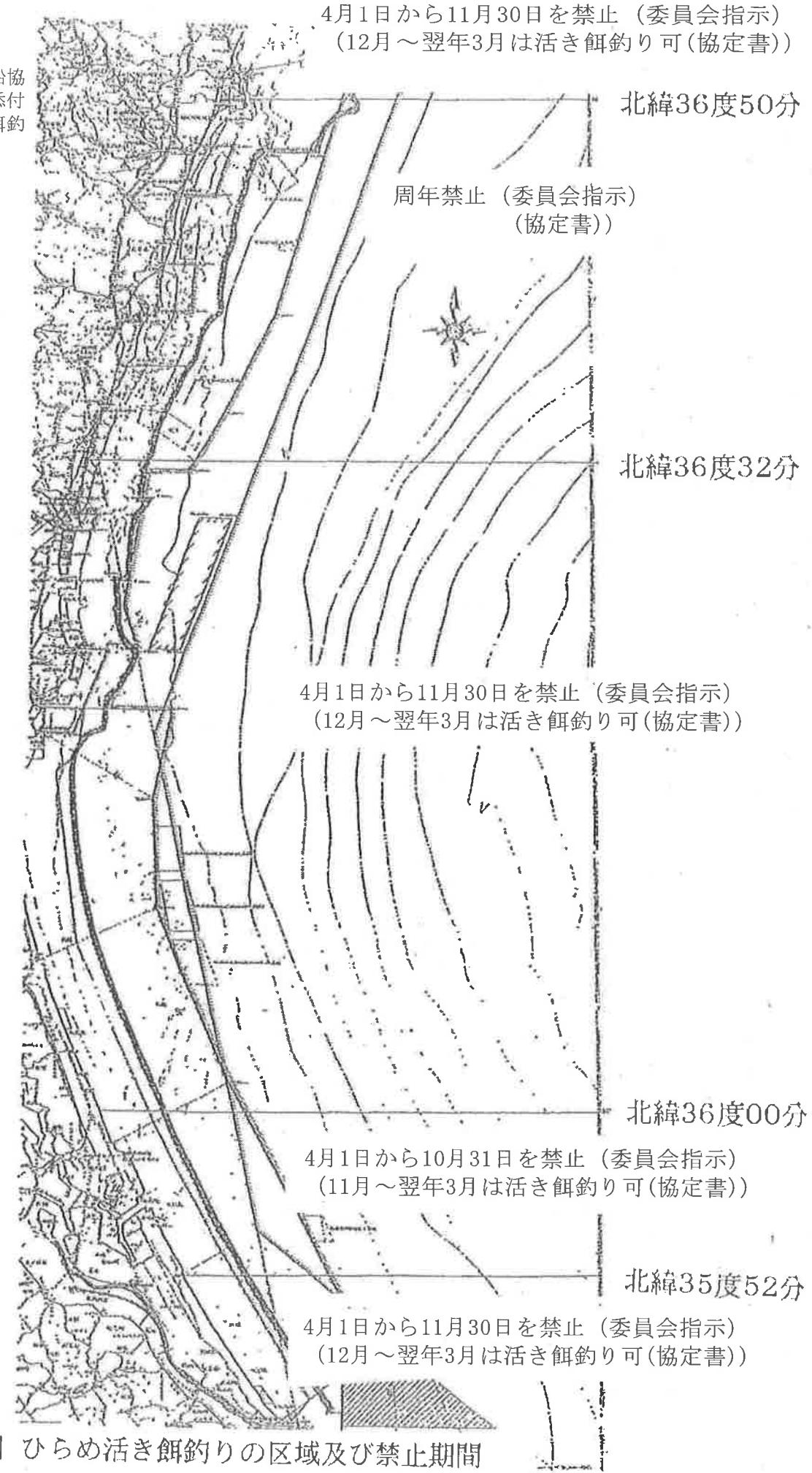


図 ひらめ活き餌釣りの区域及び禁止期間

## 資料No.6－3

### ひらめ活き餌釣り委員会指示に係る千葉県との調整状況について

茨城県農林水産部漁政課

本委員会指示の初回の発動以降、千葉県遊漁船業者及び千葉県庁より、委員会指示に反対する旨の意見が提出されている。これに対しては、委員会指示の目的を伝え本県のルールを遵守するよう、要請している。

また、茨城県では委員会指示によるひらめ活餌釣り禁止期間中、該当する海域において、漁業取締船「とうかい」によるルールにかかる啓発活動を実施している。

#### 参考

令和2年6月

- ・千葉県の遊漁船業者から、委員会指示に反対する旨の申し入れ文書（茨城海区漁業調整委員会会长宛て）を受理。
- ・茨共第17号漁業権漁場（大根漁場）及び周辺海域において、多数の千葉県遊漁船の営業が確認される旨関係漁業協同組合からの連絡を受け、漁業取締船「とうかい」が当該海域において現地確認及び啓発活動を実施。

令和2年10月～

- ・茨城・千葉連合海区協議会において、茨城海区委員から千葉海区委員へ、ひらめ活餌釣りルールの遵守を申し入れ。
- ・本県海面におけるひらめ資源利用のルール確立のため、千葉県及び水産庁と三者協議を実施（R3.2までに計5回）。

令和3年2月

- ・両県の意向には隔たりが大きいが、本県海面におけるひらめ資源利用ルールを維持するため、4月以降委員会指示を発出することを水産庁及び千葉県に対し説明。
- ・今後も両県間での協議を継続することを確認。

令和3年3月

- ・千葉県農林水産部水産局水産課長から、委員会指示に反対する旨の申し入れ文書（茨城県農林水産部漁政課長宛て）を受理。
- ・令和3年3月25日付で、昨年と同内容の委員会指示を発出（有効期間：R3.4.1～R4.3.31）。

令和3年6月

- ・茨共第17号漁業権漁場及び周辺海域において、多数の千葉県遊漁船の営業が確認される旨関係漁業協同組合からの連絡を受け、漁業取締船「とうかい」が当該海域における現地確認及び啓発活動を2回実施。

令和3年7月

- ・千葉県とWebによる協議を実施。茨城県から、本県海面におけるひらめ活餌釣りのルールを遵守するよう、再三の要請。
- ・千葉県はこれまで通り委員会指示への反対を主張。
- ・今後も両県間での協議を継続することを確認。



資料No. 7 — 1

漁諮問第 14 号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により意見を求める。

令和 3 年 11 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦



## 別記

今般、農林水産大臣が、漁業法第15条第1項の規定に基づき、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和4管理年度における本県の漁獲可能量を定めたことから、同法第16条第1項に基づき、茨城県資源管理方針に則して、下記のとおり知事管理区分に配分する数量を定めるものである。

### 記

令和4管理年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる数量

#### 第1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量  
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量  
茨城県まあじ漁業に全量を配分する。

#### 第2 まいわし太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量  
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量  
茨城県まいわし漁業に全量を配分する。

3水管第2072号  
令和3年11月18日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する  
令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている 都道府県別漁獲可能 量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目 安数量（トン）
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.03%	50トン未満
まいわし 太平洋系群	現行水準	0.01%	100トン未満
まいわし 対馬暖流系群			

（注記）基本シェアの算定期間（平成29年から令和元年）の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない



## 茨城県資源管理方針

### 第1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。また、本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

#### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができるとしている。

#### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備

等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するため有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

## 3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 茨城県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1－1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第72条

第1項第5号で定める漁業のうち総トン数5トン以上の船舶を使用する漁業をいう。以下同じ。）

イ 定置漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第3項で定める漁業をいう。以下同じ。）

ウ ア、イに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業及び定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、板びき網漁業については許可隻数を現状の24隻（認可含む）を上限とする。定置漁業については、免許統数を現状の2か統を上限とする。

(別紙1－2)

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量について、免許統数を現状の2か統を上限とする。

(以下、省略)

表 過去5年の茨城県TAC配分量と採捕実績(知事管理区分)

魚種名		H29	H30	R1	R2	R3	R4
さんま	配分量	-	-	-	-	-	(-)
	実 績	0.0トン	0.0トン	0.0トン	0.0トン	0.0トン	
まあじ	配分量	-	-	-	-	現行水準	(現行水準)
	実 績	47.7トン	25.5トン	33.6トン	39.9トン	32.7トン	
まいわし 太平洋系群	配分量	-	-	-	-	現行水準	(現行水準)
	実 績	99.6トン	36.9トン	19.9トン	34.4トン	13.2トン	

※「現行水準」は、近年の漁獲実績が多くないため数量で配分しないが、現状の漁獲努力量を増すことがないように努める必要があるもの。

※令和3管理年度の実績は、令和3年9月までの計。



# マアジ (太平洋系群) ①

マアジは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する。



図1 分布域

太平洋側の沿岸域に広く分布する。太平洋沿岸域で生まれた集団と東シナ海で生まれた集団で構成されると考えられている。

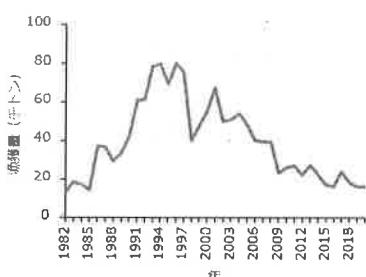


図2 漁獲量の推移

1982～1985年までは2万トンを下回った。1986年以降急増し、1994年には8.0万トンに達した。1997年以降は減少に転じ、2019年と2020年は1.6万トンと低い水準で推移している。

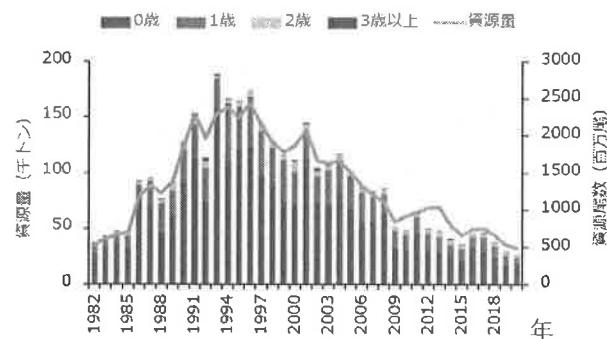


図3 資源量と年齢別資源尾数

資源の年齢組成を尾数でみると、0歳（青）、1歳（緑）を中心に構成されており、2歳魚以上が占める割合は少ない。2020年の資源量は3.3万トンであった。

令和3年度資源評価ダイジェスト版(水産庁)より引用  
<http://abchan.fra.go.jp/>

2021年8月31日公開



# マイワシ (太平洋系群) ①

マイワシは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋に分布する群である。



図1 分布図

太平洋沿岸に広く分布する。産卵場は、四国沖から関東近海の各地の黒潮内側域に形成される。近年の産卵量の増加は潮岬以東で顕著であり、紀伊水道以西の増加は見られていない。

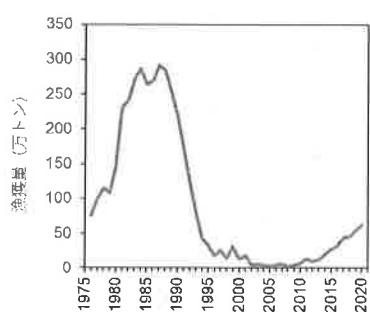


図2 漁獲量の推移

漁獲量は、1970年代後半に増加し、1980年代は250万トンを超える極めて高い水準で推移した。1990年代に入ると急減し、2000年代は極めて低い水準で推移した。2010年代になると、増加傾向に転じ、2020年は62.2万トンであった。

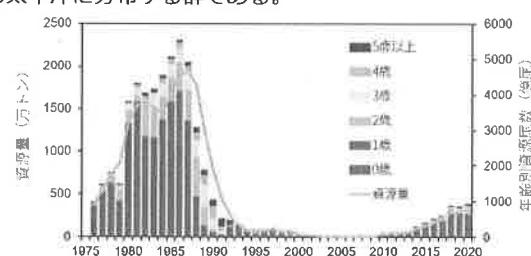


図3 資源量と年齢別資源尾数

資源の年齢組成を尾数でみると、0歳（青）、1歳（緑）を中心に構成されている。近年は加入量（0歳の資源尾数）が多く、2歳以上も増加しつつある。2020年の資源量は320.7万トンであった。

令和3年度資源評価ダイジェスト版(水産庁)より引用  
<http://abchan.fra.go.jp/>

## 次期茨城県栽培漁業基本計画について

### 1 栽培漁業基本計画

栽培漁業基本計画は、沿岸漁場整備開発法に基づき、国の基本方針を踏まえて、県が策定する水産動物の種苗の生産、放流、育成に関する基本計画で、本県栽培漁業の基本的な方向性を定めるもの。

### 2 現計画（第7次基本計画）の概要

栽培漁業基本計画の基本的な計画期間は5年であり、現計画は平成29年度から令和3年度の5ヵ年で進めてきた。種苗生産魚種、放流数量目標及び生産状況は以下のとおり。

水産動物名	生産・放流数量	生産・放流時の大きさ	生産状況
ひらめ	850千尾	全長 100mm	518～1,057千尾
あわび	300千個	殻長 35mm	270～309千個
まこがれい	200千尾	全長 30mm	240～408千尾
そい類	20千尾	全長 30mm	0～21千尾
鹿島灘はまぐり	10,000千個	殻長 2mm	111～11,041千個

### 3 次期（第8次）基本計画について

計画期間：令和4～8年度

策定手続：第7次計画の実績を評価・検証のうえ、情勢の変化や漁業関係者の意見・要望等を踏まえ、原案を策定し、漁業関係者等との協議、検討を得て、令和3年度内に策定する。

※海区漁業調整委員会への諮問（令和4年2月予定）

沿岸漁場整備開発法 第7条の2（抜粋）

都道府県はその区域に属する水面（内水面除く）における沿岸漁業の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、栽培漁業基本計画を定めることができる。

## 次期（8次）栽培漁業基本計画の骨子案

これまでに、延べ16回にわたる漁業関係者との意見交換や協議を経て、計画の骨子案をとりまとめた。

### 【次期計画の基本方針】

放流効果がある（事業化している）魚種を中心としつつ、ニーズが高いものの、放流効果の把握が充分でない魚種についても生産を継続し、放流効果を確認する。同時に、単価魚種への転換、海洋環境の変化（温暖化）への対応を図りつつ、養殖への種苗供給も視野に入れる。

### 【次期計画の方向性】

次期計画の方向性 (技術段階、計画数量)	課題等	漁業関係者等の意見・要望
(ひらめ) 現計画と同内容で継続 E：事業化実証 ⇒E：事業化実証 850千尾 100mm	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産経費不足のため、令和4年4月に漁業者負担率を3%→5%へ増加。</li> <li>自県産の親魚による種苗生産の不調。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「現状数で継続」が多い</li> <li>「数量増で継続」2</li> <li>「現状数で継続」9</li> </ul>
(あわび) 需要量に応じた数量に調整 F：事業実施 ⇒F：事業実施 240千個 35mm	<ul style="list-style-type: none"> <li>30万個を生産してきたが、需要が減退している。</li> <li>効果的な放流方法への転換が必要。</li> <li>生産・飼育中の夏季高水温対策。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「現状数※で継続」が多い</li> <li>「数量増で継続」1</li> <li>「現状数で継続」7</li> </ul> <p>※現状数は各組合での種苗購入数を指し、その計は約24万個となる。</p>
(まごれい) サイズアップに合わせた数量に調整 A：新技術開発 ⇒C：放流技術開発 150千尾 50mm	<ul style="list-style-type: none"> <li>放流魚の採集実績なし。</li> <li>適切な放流サイズ、尾数、放流適地の検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「数量増で継続」が多い</li> <li>「数量増で継続」6</li> <li>「現状数で継続」1</li> <li>「縮小または中止」4</li> </ul>

次期計画の方向性 (技術段階、計画数量)	課題等	漁業関係者等の意見・要望
(鹿島灘はまぐり) 種苗生産は放流効果確認を目的に縮小し 継続、移植放流に新たに取り組む B : 量産化技術開発 ⇒C : 放流技術開発 3,000 千個 2 mm 50 千個 5 mm	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産不安定。           <ul style="list-style-type: none"> <li>飼育水の清浄化、餌料水槽へのラン藻類混入防止などの対策を講じてきた結果、令和3年は18年ぶりに目標数量の生産を達成。</li> <li>一方で、放流効果を確認する手法が未確立。</li> </ul> </li> </ul>	<p>漁獲ある3漁協は「継続」3 ・「継続」3 (サイズアップ希望の声あり)</p>
(ほしがれい) A : 新技術開発 50千尾 50 mm (むらさきうに) A : 新技術開発 50千個 10 mm	<ul style="list-style-type: none"> <li>要望が多く高単価なほしがれい、うにを生産魚種に追加(うには、温暖化を見据えてむらさきうにとする)。</li> </ul>	<p>(数字は要望漁協数) ほしがれい(5)、うに(4)、こち(3) さざえ(2)、あいなめ(2) いしがれい(1)、あかむつ(1)、どちらぐく(1)、いせえび(1)、まだこ(1)</p>
(そい類) 遊漁のニーズはあるものの、事業化の見通しが立たないため、中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産不安定。           <ul style="list-style-type: none"> <li>放流効果が把握できていない。</li> </ul> </li> </ul>	<p>「縮小または中止」が多い            • 「数量増で継続」1            • 「現状数で継続」1            • 「縮小または中止」9</p>

太平洋広域漁業調整委員会の結果について

- 1 日 時 令和3年11月22日（月）  
2 場 所 農林水産省8階 水産庁中央会議室（web 開催）  
3 内容と結果

（1）太平洋広域漁業調整委員会 第29回太平洋北部会

○部会長職務代理者の互選について

宮城海区漁業調整委員会会長 關 哲夫氏を選出

○令和3年度資源評価結果

- ・サメガレイ資源量は、1997年に最低値を示したが、震災後、増加傾向。
- ・キチジ資源水準は高位で増加傾向だが、親魚は多いが加入量が少ない。
- ・ヤナギムシガレイ資源量は2018年以降減少傾向だが、資源水準は比較的高位。
- ・キアンコウ資源水準は高位で増加傾向。

○広域資源管理の取組について

・サメガレイ

資源水準が低位であることから、産卵親魚の保護の取組を継続し、常磐・房総沖の資源状況の把握に努め、資源水準を高める方策について検討。

・ヤナギムシガレイ

資源水準が高位であり、今後も漁獲努力量を適切な水準で維持しながら、自主的管理措置等の取組を継承。

・キチジ、キアンコウ

資源水準が高位であり、今後も漁獲努力量を適切な水準で維持しながら、自主的管理措置等の取組を継承。

（2）第36回太平洋広域漁業調整委員会

○会長職務代理者の互選について

茨城海区漁業調整委員会会長 高濱 芳明氏を選出

○マサバ太平洋系群の広域資源管理

- ・親魚量は増加傾向であり、資源管理として、公的規制のほか、漁業者自身による自主的管理を実施。

○沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について

- ・平成26年4月1日以降届出制から承認制へ移行。広域漁業調整委員会の指示に基づき隻数制限を導入。
- ・令和3年4月から「過去5年間の実績者」を承認対象とした。
- ・沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果（令和3年5月時点）

# 資料No. 1 0

3 東京漁調第 93 号  
令和 3 年 11 月 30 日

茨城海区漁業調整委員会 会長 様

東京海区漁業調整委員会  
会長 有元 貴文  
( 公印省略 )

全国海区漁業調整委員会連合会第 56 回東日本ブロック会議の  
書面議決の結果について

師走の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の会議につきまして、書面表決書をご提出いただき、各議案を下記のとおり議決いたしましたのでご報告いたします。

## 記

### 1. 表決内容

議 案	審議の結果
第 1 号議案 令和 4 年度総会に向けた要望事項について	承認 23 不承認 0
第 2 号議案 次年度開催海区について	承認 23 不承認 0

#### 【審議結果】

第 1 号議案及び第 2 号議案について、全員の承認をもって原案どおり可決されました。

### 2. 議案に関する意見

千葉海区	第 1 号議案は承認します。なお、I(1)について、海区漁業調整委員会の委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者が任命されており（漁業法第 138 条）、資質のより一層の向上に当たっては、任命した都道府県等が必要に応じて実施するなどの対応も考えられると思います。
------	---

### 連絡先

東京海区漁業調整委員会事務局

担当 米本、岩田

電話 03-5320-4852

Email [S0000486@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000486@section.metro.tokyo.jp)